

## 三股町低入札価格調査制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「町工事」という。）の競争入札における低価格の入札に関し、町工事の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（これらの規定を令第167条の13において準用する場合を含む。）並びに三股町財務規則（昭和39年規則第11号）及び三股町条件付一般競争入札実施に関する要綱（平成19年告示第26号）の規定に基づく手続に関し、低入札価格調査制度の実施において必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この要綱の対象は、総合評価落札方式により落札者を決定する町工事とする。

### (調査基準価格の算定)

第3条 前条に規定する町工事の契約に係る調査基準価格（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準となる価格をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる設計金額に、三股町一般競争入札審査会（以下「審査会」という。）において、入札案件ごとに適正な執行ができる係数 $\alpha$ を乗じ、あらかじめ算定するものとする。

- (1) 直接工事費の額
- (2) 共通仮設費の額
- (3) 現場管理費の額
- (4) 一般管理等の額

2 前項の規定により得られた額が、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とする。

### (調査基準価格の事後公表)

第4条 前条第1項の規定により算定した調査基準価格は、入札の開札後に開札調書として広く公表するものとする。

### (失格判断基準価格の算定)

第5条 審査会は、対象の入札を行おうとするときはダンピング防止の観点から、契約の内容に適合した履行が困難であると認める基準となる価格（以下「失格判断基準価格」という。）を定めるものとする。なお、失格判断基準価格の算定については、入札案件ごとに算定方法を定め、その定めた算定価格に10分の9から10分の9.5の範囲の係数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により得られた額が、予定価格に10分の8を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。

3 失格判断基準価格は、調査基準価格を超えない価格とする。

(落札者の決定)

第6条 入札執行部署の長は、予定価格から失格判断基準価格の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、三股町総合評価落札方式（特別簡易型）実施要綱（加算方式）第8条に定める落札者の決定方法により評価値が最も高いものを落札者として決定するものとする。ただし、調査基準価格に満たない価格で失格判断基準価格の範囲内の価格で落札した者については、契約の内容に適合した履行がなされるかの調査を行う場合がある。

2 前項の落札者が複数いる場合、落札者の決定はくじ引きによるものとする。

(落札者決定の通知)

第7条 前条の規定により落札者が決定したときは、すべての入札参加者に決定内容の通知をするものとする。

(入札参加者への周知)

第8条 入札執行部署の長は、低入札価格調査制度を採用した入札を行う場合は、次の各号の内容を入札広告等で周知するものとする。

- (1) 調査基準価格及び失格判断基準が設定されていること。
- (2) 低価格入札者は、落札候補者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。